

障 第 2 8 4 号
社 援 第 8 6 6 号
児 発 第 3 5 6 号
平成 12 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長
厚生省社会・援護局長
厚生省老人保健福祉局長
厚生省児童家庭局長

社会福祉法人会計基準の制定等に伴う関係通知の改正について

標記について、平成 12 年 2 月に社会福祉法人会計基準が制定されたこと及び平成 12 年 4 月より介護保険制度が開始されること等に伴い、下記のとおり関係通知における社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について（昭和 51 年 1 月 31 日社施第 25 号厚生省社会局長、児童家庭局長通知）において使用されている用語及び特別養護老人ホームの取扱い等について整理し、平成 12 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その運用に遺漏のなきよう留意するとともに、管下社会福祉施設に対して周知方お願いする。

1 社会福祉法人会計基準（平成 12 年 2 月 17 日社援第 310 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知。以下、「社会福祉法人会計基準」という。）の制定に伴う改正事項

(1) 社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて（昭和 62 年 16 日社施第 90 号厚生省社会局長通知）を次のとおり改正する。

ア . 5 支出対象経費のうち役務費（通信運搬料）を次のとおり改める。

5 支出対象経費

- ・役務費（通信運搬料。ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。）

イ. 7 報告等を次のとおり改める。

7 報告等

- (1) 本事業の経理は、昭和 51 年 1 月 31 日社施第 25 号厚生省社会局長、児童家庭局長通知「社会福祉施設を運営する社会福祉法人の経理規程準則について」により行う（ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、当該基準により本事業の経理を行う。）ものであるが、本事業の収支の内訳について、補助簿などを設けるなど、明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。
- (2) 障害児施設等における施設機能強化推進費について（平成 9 年 10 月 17 日障障第 156 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）を次のとおり改正する。

ア. 第 2 一般事業の 4 支出対象経費のうち役務費（通信運搬料）を次のとおり改める。

第 2 一般事業

4 支出対象経費

- ・役務費（通信運搬料。ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。）

イ. 第 4 報告等の 1 を次のとおり改める。

第 4 報告等

- 1 本事業の経理は、昭和 51 年 1 月 31 日社施第 25 号厚生省社会局長、児童家庭局長通知「社会福祉施設を運営する社会福祉法人の経理規程準則について」により行う（ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、当該基準により本事業の経理を行う。）ものであるが、本事業の収支の内訳につ

いて、補助簿などを設けるなど、明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。

- (3) 児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について（昭和62年5月20日児発第540号厚生省児童家庭局長通知）を次のとおり改正する。

ア．第2 一般事業の4 支出対象経費のうち役務費（通信運搬料）を次のとおり改める。

第2 一般事業

4 支出対象経費

- ・役務費（通信運搬料。ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。）

イ．第4 報告等の1を次のとおり改める。

第4 報告等

- 1 本事業の経理は、昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長、児童家庭局長通知「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則について」により行う（ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、当該基準により本事業の経理を行う。）ものであるが、一般事業及びとくべうじ行ごとの収支の内訳について、補助簿などを設けるなど明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。

- (4) 社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて（昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知）を次のとおり改正する。

4 高額繰越金等を有する施設に対する民改費加算の停止の次に、次の5を加える。

5 社会福祉法人会計基準を適用している場合には、本通知別紙の「繰越金」を「当期末支払資金残高」に、「引当金（人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金）」を「積立金（人件費積立金、修繕積立金、備

品等購入積立金)」に、「引当金（人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金）戻入」を「積立（人件費積立、修繕積立、備品等購入積立）預金取崩収入」に、「施設会計」を「施設経理区分」に、「法人本部会計」を「本部経理区分」と読み替える。

- (5) 「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金について」の通知の施行について（平成9年10月17日障第154号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）を次のとおり改正する。

8 民間施設給与等改善費について 高額繰越金等を有する施設に対する民改費加算の停止の次に、次の を加える。

社会福祉法人会計基準を適用している場合には、本通知(1)の「繰越金」を「当期末支払資金残高」に、「引当金（人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金）」を「積立金（人件費積立金、修繕積立金、備品等購入引当金）戻入」に、「引当金（人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金）戻入」を「積立（人件費積立、修繕積立、備品等購入積立）預金取崩収入」に、「施設会計」を「施設経理区分」に、「法人本部会計」を「本部経理区分」と読み替える。

- (6) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について（平成11年4月30日児第416号厚生省児童家庭局長通知）を次のとおり改正する。

第2 民間施設給与等改善費についての(4)高額繰越金等を有する施設に対する民改費加算の停止の次に、次の(5)を加える。

- (5) 社会福祉法人会計基準を適用している場合には、本通知(1)の「繰越金」を「当期末支払資金残高」に、「引当金（人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金）」を「積立金（人件費積立金、修繕積立金、備品等購入引当金）戻入」に、「引当金（人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金）戻入」を「積立（人件費積立、修繕積立、備品等購入積立）預金取崩収入」に、「施設会計」を「施設経理区分」に、「法人本部会計」を「本部経理区分」と読み替える。

- (7) 「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」の施行について

(昭和51年4月16日発児第59号の5厚生省児童家庭局長通知)を次のとおり改正する。

第1の3 民間施設給与等改善費の承認等についての(1)中のなお書きの後に、次を加える。

また、社会福祉法人会計基準を適用している場合には、「繰越金」を「当期末支払資金残高」に、「引当金(人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金)」を「積立金(人件費積立金、修繕積立金、備品等購入引当金)戻入」に、「引当金(人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金)戻入」を「積立(人件費積立、修繕積立、備品等購入積立)預金取崩収入」に、「施設会計」を「施設経理区分」に、「法人本部会計」を「本部経理区分」と読み替える。

(8) 社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(平成5年3月19日厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知)を次のとおり改正する。

ア.6 指導監督の強化についての次に、次の7を加える。

7 社会福祉法人会計基準を適用する場合の読み替えについて
社会福祉法人会計基準を適用する場合には、「管理費」を「事務費」に、「本部会計」を「本部経理区分」に、「施設会計」を「施設経理区分」に「引当金」を「積立金」に、「人件費引当金」を「人件費積立金」、「繰入限度額」を「積立限度額」に、「修繕引当金」を「修繕積立金」に、「備品等購入引当金」を「備品等購入積立金」に、「当期繰越金」を「当期資金収支差額合計」に、「繰越金」を「当期末支払資金残高」に「会計単位」を「経理区分」に、「別表3」を「別表3-1」に読み替える。

イ.別表3の次に、別表3-1を加える。

平成 年度収支計算分析表

			法人名	
			施設名	
収 入		支 出		差引過 不足額
科 目	金額(A) 千 円	科 目	金額(B) 千 円	(A - B)千円
1 事務費収入(措置費)		1 事務費支出		
(1)人件費の類		(1)人件費の類		
ア 人件費		ア 職員俸給		
イ 寒冷地加算		イ 職員諸手当		
ウ ボイラー技師		ウ 非常勤職員給与		
エ 民改費人件費加算分		エ 退職共済掛金		
(以下略)		オ 法定福利費		
(2)管理費の類		(2)管理費の類		
ア 管理費		ア 福利厚生費		
イ 民改費人件費加算分		イ 旅費交通費		

(以下略)		ウ 研修費 工 消耗品費 オ 器具什器費 カ 印刷製本費 キ 水道光熱費 ク 燃料費 ケ 修繕費 コ 通信運搬費 サ 会議費 シ 広報費 ス 業務委託費 セ 手数料 ソ 損害保険料 タ 賃借料 チ 租税公課 ツ 費 テ 雑費 ト 経理区分間繰入金支出(本部) 2 事業費支出 3 積立預金積立額 (1)人件費積立預金積立支出 (2)修繕積立預金積立支出 (3)備品等購入積立預金積立支出		
2 事業費収入(措置費)				
3 その他収入				
(1)経常経費補助金収入				
(2)私的契約利用料収入				
(3)寄附金収入				
(4)経理区分間繰入金収入(本部)				
(5)会計単位間繰入金収入				
(6)雑収入				
(7)人件費積立預金取崩収入				
(8)修繕積立預金取崩収入				
(9)備品等購入積立預金取崩収入				
4 当期資金収支差額合計(欠損金)		4 当期資金収支差額合計		
5 合計				

(注)収入科目欄の「(以下略)」について、措置費支弁単価のうち、人件費加算及び管理費加算を、適宜追加して記載すること。

2 介護保険制度の開始等に伴う改正事項

(1) 社会福祉施設における措置費の医師に係る人件費の取扱いについて（昭和60年8月18日社施第62号厚生省社会局長通知）を次のとおり改正する。

2 対象施設のうち、「(5)特別養護老人ホーム」を削除する。

(2) 社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて（昭和62年7月16日社施第90号厚生省社会局長通知）を次のとおり改正する。

6 対象施設の表のうち、「特別養護老人ホーム」を削除する。

(3) 社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて（昭和 63 年 5 月 27 日社施第 84 号厚生省社会局長通知）を次のとおり改正する c

3 管理費スプリンクラー設置加算分の「イ 加算対象施設」のうち、「特別養護老人ホーム」を削除する。

(4) 入所者処遇特別加算費の取扱いについて（平成 2 年 6 月 18 日社施第 86 号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知）を次のとおり改正する。

4 加算対象職員等の要件の(2)のうち、「・老人福祉施設保護費負担金」を「・養護老人ホーム等保護費負担金」とする。

(5) 社会福祉施設における運営費の運用及び（平成 5 年 3 月 19 日社援施第 39 号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知）を次のとおり改正する。

ア . 2 運営費等の本部会計への繰入についてのア中、「措置費支弁対象施設（軽費老人ホーム、」の次に「保育所、」を加える。

イ . (別表 1) を次のとおり改める。

(ア) 「2 「養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(昭和 41 年 7 月 1 日・厚生省令第 19 号)」を「2 「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(昭和 41 年 7 月 1 日・厚生省令第 19 号)」とする。

(イ) 「4 「身体障害者更生施設等の設備及び運営について」(昭和 60 年 1 月 22 日社更第 4 号)」を「4 「身体障害者厚生援護施設の設備及び運営に関する基準」(平成 12 年 3 月 30 日・厚生省令第 54 号)」とし、「7 「視聴覚障害者情報提供施設等の設備及び運営について」(平成 2 年 12 月 17 日・社更第 247 号)」を削除する。

(ウ) (別表 1) 中、8 を 7 とし、9 を 8 とし、10 を 9 とし、11 を

10 とする。

ウ . (別表 2) の「5 老人福祉施設保護費負担金」を「5 養護老人ホーム等保護費負担金」とする。

工 . (別表 4) の 5 中、「児童福祉施設」の次に「(保育所を除く。)」を加える。